

# 地方独立行政法人宮城県立こども病院が達成すべき業務運営に関する 目標を定めることについて

令和7年10月20日  
宮城県県立病院再編室

## 1 中期目標の位置付け等

中期目標は、地方独立行政法人法（以下、「法」という。）第25条の規定に基づき、一定の期間において地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下、「法人」という。）が達成すべき業務運営に関する目標を知事が定め、法人に指示するものである。

また、法に基づき、知事は、目標を定めようとするとき、又は変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聞くとともに、議会の議決を経る必要がある。

なお、第5期中期目標期間が令和4年度から令和7年度までとなっていることから、本年度、第6期中期目標を策定するものである。

## 2 第6期中期目標の期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間

## 3 第6期中期目標の主な変更点

- 今後のことども病院の在り方に関する議論の必要性を追加
- 設定する定量的指標の項目及び目標とする数値の見直し

## 4 各項目の主な変更点(※別添新旧対照表(資料3)の第6期中期目標を参照)

### 前文

- 少子化の進展や小児医療需要の変化が見込まれるため、開院から20年が経過した県立ことども病院について、改めて在り方を議論する必要性について追記。

### 第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標

#### 1 診療事業及び福祉事業

##### (1) 質の高い医療・療育の提供

- 成人移行期医療について、令和6年度に開設した「宮城県成人移行支援センター」を拠点とする旨を追加。

##### (2) 地域への貢献について

- 公立病院経営強化プランについて、地方独立行政法人は中期計画を当該プランとして位置付けることが可能であることから、公立病院経営強化ガイドラインにおける「住民の理解のための取組」について、法人が策定する第6期中期計画に記載するため、追記。
- 地域の医療機関との連携を強化するため、逆紹介を推進する指標を新設。

##### (3) 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供

- 患者や家族のニーズに対応した取組の結果を評価するため、指標の数値目標を患者満足度調査の「実施回数」から「総合満足度平均点」に変更。

### 3 成育支援事業

- ・第5期中期目標で設定していた「集中治療系の保育人数」に係る指標は、診療報酬上の理由により一般小児病棟への保育士配置が必要となり継続が難しくなったことから削除。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

#### 2 業務運営の改善及び効率化による収支改善

- ・第5期中期目標で設定していた「医業収益に占める人件費比率」に係る指標は、夜勤を担当できる看護師の補充等で人件費が増加している昨今の状況を鑑みて削除。収支改善については、経常収支比率等の他指標にて目標とする。

### 第4 財務内容の改善に関する目標

- ・病院の本業である医業活動の運営状況を評価するため、運営費負担金等を除いた医業収支の状況を示す「修正医業収支比率」に係る指標を新設。

### 第5 その他業務運営に関する重要目標

#### 1 人事に関する事項

- ・第5期中期目標で設定していた法定雇用率である「障害者雇用率」に係る指標は、法の定めにより当然に達成すべきものであることから削除。

## 5 今後の予定

令和7年10月20日 評価委員会（中期目標案に対する評価委員会の意見を聴取）

11月上旬 議会に中期目標案を上程

12月下旬 第6期中期目標に基づき、法人において中期計画案を作成

令和8年 1月16日 評価委員会（中期計画案に対する評価委員会の意見を聴取）

2月 議会に中期計画案を上程

3月 議会の議決を経て、中期計画を知事が認可